



週間情報



№2001

発行日 平成20年1月8日

発行所 全国消防長会

(財)全国消防協会

担当 企画課 03(3234)1321

両会の動き

◆ 常任理事会等会議の開催について

全国消防長会・(財)全国消防協会

標記について、次のとおり開催を予定しています。

月 日	会 議 等	開催時間	開催場所
2 月 8 日 (金)	財団法人全国消防協会 理 事 会	13時00分 ～ 13時40分	東京都千代田区 麴町6-6 「スクワール麴町」 TEL 03-3234-8735
	全 国 消 防 長 会 消 防 問 題 検 討 会	13時50分 ～ 14時50分	
	全 国 消 防 長 会 常 任 理 事 会	15時00分 ～ 15時50分	
	総 務 省 消 防 庁 重 点 項 目 説 明 会	16時00分 ～ 17時20分	

消防本部の動き

◆ ホームページURLの変更

- 52901 大津市消防局 (滋賀)

新URL: <http://www2.city.otsu.shiga.jp/fire>

◆ メールアドレスの変更

- 53101 奈良市消防局 (奈良)

新メールアドレス: shoubou-soumu@city.nara.lg.jp

国等の動き

◆ 救急自動車搭載インバータの異常事象について

消防庁

標記のことについて、別添(省略)のとおり、トヨタ自動車株式会社から、救急自動車に搭載しているインバータから発煙及び異臭発生の事象の報告がありました。

原因については、現在トヨタ自動車株式会社で調査中ですが、類似事象が発生した場合、事故につながる恐れがあるため、下記の事項について、貴都道府県の市町村(消防事務を処理する一部事務組合を含む)に対して、周知徹底を行うよう、平成19年12月27日付け救急企画室名で各都道府県消防防災主管課あて事務連絡がありました。

【連絡先】 救急企画室

松野補佐、島田係長、小浜

TEL: 03-5253-7529

電子メール: s.kohama@soumu.go.jp

1 事故概要

救急活動中、傷病者を救急車内に収容し、医療機関を選定中に助手席付近に設置してあるインバータから白煙があがったため、傷病者を車外に避難させ、救急隊員が車載消火器を使用し消火したもの。（傷病者については、別途出動した救急自動車で搬送）

2 当面の対応

同型インバータ搭載の救急自動車を所有する消防本部（別紙参照（省略））に対して、トヨタ自動車株式会社から営業所（販売所）を通じて、事故概要、注意喚起、発煙及び異臭発生時の応急対処方法、緊急連絡先の説明を行うことになっています。（別紙参考（省略））

3 応急対応方法

- ① バッテリーのマイナス端子を外すことにより、走行できない状態になる。
- ② インバータのバッテリー端子（十、一）を外すことにより、電路を遮断する。
- ③ バッテリーのマイナス端子を接続することにより、走行できる状態になる。

（やむを得ない場合）

4 事案発生時の緊急連絡先（年末年始24時間対応）

トヨタ自動車株式会社 大橋（090-3588-2262）
松田（080-5046-3730）

◆ 救急自動車搭載インバータの異常事象について（追加情報）

消防庁

昨日、平成19年12月27日付け事務連絡「救急自動車搭載インバータの異常事象について」（以下、「事務連絡」という）でお知らせしたところですが、トヨタ自動車株式会社から、事務連絡と同型インバータ（豊田自動織機製）の販売先及び販売期間、販売台数の追加報告がありました。

下記の事項について、貴都道府県の市町村（消防事務を処理する一部事務組合を含む）に対して、周知徹底を行うよう、平成19年12月28日付け救急企画室名で各都道府県消防防災主管課あて事務連絡がありました。

【連絡先】 救急企画室
松野補佐、島田係長、小浜
TEL：03-5253-7529
電子メール：s.kohama@soumu.go.jp

1 販売先及び台数

販売先	販売期間	販売台数
日産自動車株式会社	1995年（平成7年）～2005年（平成17年）	約850台

＊ 日産自動車の搭載車両は特定されていませんが、日産パラメディック救急自動車及び消防車両（指揮車等）にも搭載されていることが予想されます。

2 応急対応方法については、事務連絡を参照願います。

- ① バッテリーのマイナス端子を外すことにより、走行できない状態になる。
- ② インバータのバッテリー端子（十、一）を外すことにより、電路を遮断する。
- ③ バッテリーのマイナス端子を接続することにより、走行できる状態になる。

（やむを得ない場合）

3 事案発生時の緊急連絡先（年末年始24時間対応）

トヨタ自動車株式会社 松田（080-5046-3730）

＊ 日産製車両に事案が発生した場合でも緊急連絡は、上記トヨタ自動車株式会社の連絡先をお願いします。日産自動車担当者へ取り次ぎするように調整しています。

＊ 上記内容については、販売会社等から別途連絡がなされる予定です。

◆ 「消防団員入団促進キャンペーン」に基づく広報の推進について

消防庁

このことについて、平素から消防団員の確保についてご尽力頂いているところでありますが、消防団員確保の更なる推進について（平成19年8月29日付消防第315号消防庁長官通知）に基づき、また、各市町村における消防団員の入退団の実態を踏まえ、日本消防協会をはじめ、関係団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国消防長会）と連携して、昨年に引き続き「消防団員入団促進キャンペーン」を実施することとし、平成20年1月から3月にかけて広報を積極的に展開することにより消

【連絡先】
防災課 阿出川対策官、杉原理事官、織田係長
TEL：03-5253-7522
03-5253-7525
FAX：03-5253-7535
電子メール：syobodan@ml.soumu.go.jp
ホームページ：<http://www.fdma.go.jp/index.html>

消防団員の確保の更なる推進を図ることとしました。

つきましては、本キャンペーン期間中に推進すべき事項等を下記のとおり取りまとめましたので、貴職におかれては、広報が効果的に推進されるよう配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村及び消防本部（消防団の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しまして、積極的に広報の推進を図ることにより、消防団員の入団を促進される旨周知されるよう、平成19年12月19日付け消防災第423号消防庁長官名で各都道府県知事及び各指定都市市長あて通知がありました。

記

1 消防団員入団促進キャンペーンについて

消防団員の退団が毎年3月末から4月にかけて多い状況を踏まえ、退団に伴う消防団員の確保の必要性があることから、退団時期の前の1月から3月中を「消防団員入団促進キャンペーン」として位置づけていること。

ただし、地域の実情により入団促進時期が異なる場合にあっては、その時期にキャンペーン期間を位置づけても差し支えないものとする。

2 消防団員入団促進キャンペーンにおける推進事項

- (1) 各市町村における行政広報誌、ケーブルテレビ、インターネットにおけるホームページ等のあらゆる広報媒体を積極的に活用され、消防団員の募集について積極的に広報を実施し、消防団員の入団促進を推進する。
- (2) 本キャンペーン期間中に開催される各種イベント等において、ポスター、パンフレット、DVD等を活用した消防団員募集の広報を推進する。
- (3) 広報車などを活用して巡回広報を実施し消防団員募集の広報を推進する。
- (4) 消防団活動に協力又は支援した町会、団体又は事業所等に対しては、積極的に表彰・顕彰制度を活用し、協力体制の構築又はなお一層の連携強化を推進する。

3 本キャンペーン期間中における消防団協力事業所表示制度の推進

「消防団協力事業所表示制度」の実施について（平成18年11月29日付消防災第427号）で通知したところである。本制度は、事業所として消防団活動に協力（従業員の入団促進、消防団活動への配慮等）することが、その地域に対する社会貢献として認められ、当該事業所の信頼性の向上につながることであり、地域における防災体制が一層充実されることを目的としたものである。

市町村等においては、本制度を積極的に導入して、本キャンペーンと併せ本制度を効果的に広報し、入団促進を積極的に図られたいこと。

4 留意事項

消防団員の入団促進については、本キャンペーン期間中を特に重点時期として位置づけたもので、消防団員の確保については、年間を通じて消防団員の確保の推進に努められたいこと。

5 その他

- (1) 消防庁では、関係団体の協力を得て「消防団員入団促進キャンペーンイベント」を平成20年1月末に開催する予定である。
- (2) 新聞広告等を活用し、消防団の意義、役割、団員確保の必要性等について、メッセージを発信する予定である。
- (3) すでに配布した消防団PRビデオ「HERO（俳優：緒方直人 出演）」の有効な活用に努められたい。また、当該ビデオは消防庁ホームページにも掲載中である。
(<http://www.fdma.go.jp/syobodan/>)
- (4) 消防団員入団促進ポスター（女優：甲斐麻美）、消防団員入団促進パンフレット、ビデオ（俳優：賀集利樹）を12月末目途に配布予定である。
- (5) 本キャンペーンにさきがけて消防団員入団促進に係る行事などを開催する場合は、マスコミ等へ情報提供する予定のため行事内容が分かるものを、都道府県を通じてE-mail、FAXなどで報告をお願いしたいこと。
- (6) 消防庁のホームページに「消防団員入団促進キャンペーン」のサイトを1月下旬目途に開設する予定である。
- (7) 本キャンペーン期間中に、消防庁が作成した消防団PRパネルを各都道府県等に貸与する予定であるので、有効な活用に努められたい。

◆ 危険物施設における事故防止の徹底について

消防庁

危険物施設の事故防止については、日頃から御尽力を願っているところですが、去る12月21日、別紙のとおり、茨城県神栖市の石油コンビナート等特別防災区域内において、危険物製造所（エチレンプラント）での作業中に冷却用のオイルが配管フランジ部分から漏れ、何らかの原因により火災となり、作業員4名が死亡する痛ましい事故が発生しました。

この火災については、現在、原因の究明が行われているところですが、同種事故の再発を防止するため、貴職におかれましては下記の事項について危険物施設の関係者に対し、必要な指導を適時適切に行っていただくとともに、都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨情報の提供をされるよう、平成19年12月25日付け消防危第269号消防庁危険物保安室長、消防特第180号消防庁特殊災害室長連名で各都道府県消防防災主管部長及び東京消防庁・各指定都市消防長あて通知がありました。

記

- 1 作業を開始する際には、作業に携わる者全員に作業手順等の周知徹底を図ること。
- 2 従業員等に対し、点検、改修等の作業中における事故発生等、危険な状態となった場合の緊急停止措置、避難経路等の周知徹底を図ること。
特に危険物が流出するおそれのある作業中の安全管理の徹底を図ること。

【連絡先】

危険物保安室 山本・佐藤
TEL：03-5253-7524
特殊災害室 鈴木（善）・小川
TEL：03-5253-7528

別紙

三菱化学（株）鹿島事業所 エチレンプラント火災事故概要

- 1 発生日時 平成19年12月21日（金）11時20分頃
- 2 覚知日時 平成19年12月21日（金）11時33分（消防本部覚知）
平成19年12月21日（金）11時50分（消防庁覚知）
- 3 発生場所 三菱化学（株）鹿島事業所（第一種事業所）
茨城県神栖市東和田17番地1
- 4 発災施設 危険物製造所（第2エチレンプラント）分解炉地区
分解炉（原料のナフサ等を加熱しエチレン、プロピレン等を製造する施設）
- 5 事故概要
分解炉（F-208）から取り出されたエチレン等を冷却するための冷却オイル（エチレンヘビーエンド（第三石油類））が配管フランジ部分から漏えいし、何らかの原因により着火し火災となったもの
- 6 発災時の状況（推定）
原料の切り替えに伴い、冷却オイルの配管フランジ（16B）部分に取り付けてある仕切板を取り外す作業をしていたところ、何らかの原因により、上流側のエア駆動弁が開放し、冷却オイルが漏えいしたもの
- 7 人的被害の状況
死者4名（男性）
- 8 対応状況
(1) 出場機関（公設消防15台、自衛防災組織3台、共同防災組織4台）
(2) プラント設備の冷却放水活動開始（21日 12時10分）
(3) 鎮火（21日 23時13分）
(4) 現地指揮本部解散（22日 00時30分）
(5) 再捜索開始（22日 08時51分）
（22日 09時47分、4人目の行方不明者の死亡確認）
- 9 火災原因
調査中
- 10 その他
緊急使用停止命令（21日 12時00分）
住民の避難必要なし（21日 12時26分）
- 11 消防庁の対応
21日 12時50分 第一次応急体制（災害対策室設置）
22日 08時30分 消防庁危険物保安室2名、消防庁特殊災害室2名及び消防研究

センター3名を現地派遣
10時30分 第一次応急体制解除

◆ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備等に係る当面の運用について

消防庁

消防法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第179号。以下「改正令」という。）及び消防法施行規則の一部を改正する省令（平成19年省令第66号。以下「改正規則」という。）が平成19年6月13日に公布され、改正令による改正後の消防法施行令（以下「令」という。）及び改正規則による改正後の消防法施行規則（以下「規則」という。）に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備に関する技術基準について、その細目等に関する検討を行っているところです。

改正令及び改正規則の施行は平成21年4月1日であり、当該細目基準や運用方法の全体はそれまでの間に示す予定ですが、防火安全上の観点等から前もって特定施設水道連結型スプリンクラー設備等の設置を計画する防火対象物が増えてきていること等にかんがみ、改正令及び改正規則に定められていることのほか、当面の運用として主な事項を下記のとおりとりまとめました。

東京消防庁・政令指定都市消防長におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防主管部長におかれては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるよう、平成19年12月21日付け消防予第390号消防庁予防課長名で各都道府県消防主管部長及び東京消防庁・政令指定都市消防長あて技術的助言に関する通知がありました。

なお、今後の規定整備等と併せ、本通知の取扱い等について改めてお示しする予定であることが申し添えられ、また、厚生労働省より各厚生労働大臣認可水道事業者あて通知された、平成19年12月21日付健水発第1221002号「消防法施行令及び消防法施行規則の改正に伴う特定施設水道連結型スプリンクラー設備の運用について」が、参考として添付（省略）されました。

【連絡先】 予防課
鳥枝、村上、岡澤、氏家
TEL：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533

◆ 平成18年中の製品火災に関する調査結果について

消防庁

平成18年中の火災のうち、電気用品、燃焼機器及び自動車に関する火災について、「平成18年中の火災に関する報告について」（平成19年10月12日付消防技第72号）により調査を依頼させていただいたところですが、この度その調査結果を別添（省略）のとおりとりまとめましたので、執務上の参考とされるよう平成19年12月27日付け消防技第79号消防庁消防技術政策室長名で各都道府県消防主管部長及び東京消防庁・各指定都市消防長あて送付されました。

調査結果につきましては、自動車等については国土交通省と、電気用品及び燃焼機器については経済産業省と連携を図り、製品に起因する火災の再発防止のために活用することとしている旨申し添えられました。

【連絡先】 消防技術政策室
地下（じげ）、鳥枝、徳永
TEL：03-5253-7541
FAX：03-5253-7533



週間情報では、各本部の身近な情報を掲載していますので情報をお寄せ下さい。

週間情報への投稿は企画課（企画第一係）へ！

TEL 03-3234-1321 FAX 03-3234-1847 E-mail : kikaku-1@fcj.gr.jp